

【平成24年度 雇用保険料率表】

表1

事業の種類	労働者負担分	事業主負担分	+ 雇用保険料率
一般の事業	5 / 1,000	8.5 / 1,000	13.5 / 1,000
建設の事業	6 / 1,000	10.5 / 1,000	16.5 / 1,000



個人所得税の復興増税（平成25年度から）  
 法人税の復興増税と法人税率の引き下げの同時実施（平成24年4月1日以後の開始事業年度から）

復興増税と平成23年度税制改正  
 が成立しました

共済会では、保険料率や法改正による変更にも対応し、組合員様のニーズにお応えする「給与計算代行」を行っています。  
 事務効率化や経費削減に向けぜひご利用下さい。

また、厚生年金保険料は平成24年9月分より変更が予定されています。

平成24年度（平成24年4月から平成25年3月まで）の雇用保険料率が表1のように引き上げとなりました。4月分給与から新しい雇用保険料率にて計算することになりますのでご注意ください。

平成24年度 雇用保険料率変更  
 現行から引き下げ

年間税負担額(給与所得者の場合)

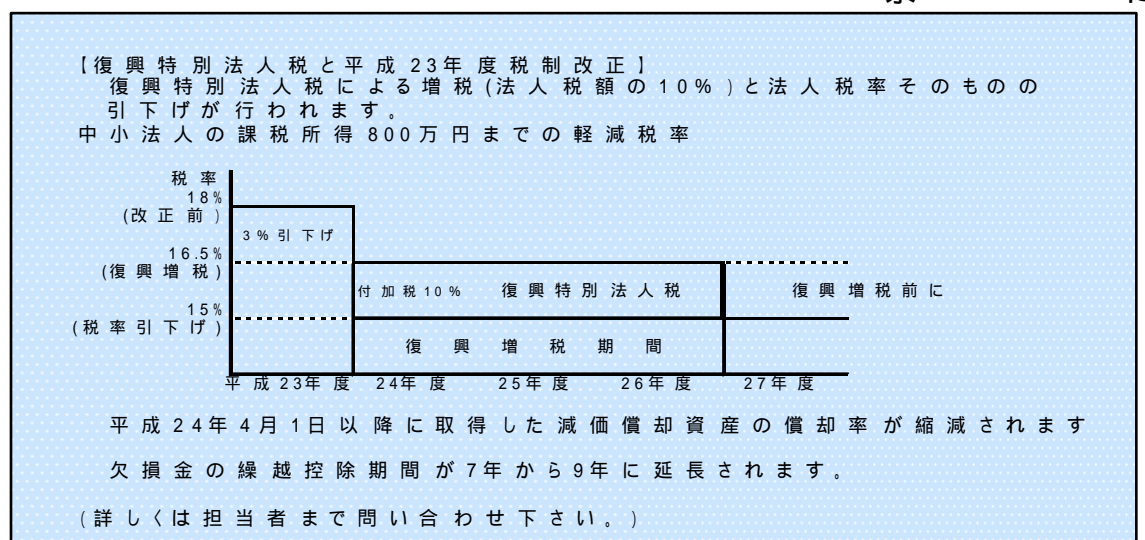
給与収入金額	夫婦・子2人の場合 復興特別税額	独身者の場合 復興特別税額
400万円	900円	2,000円
600万円	2,700円	4,800円
800万円	7,000円	11,300円
1,000万円	14,000円	18,200円

(政府税制調査会資料より)

一定の条件の下に試算したもので、実際の負担額は世帯によって異なります。

個人住民税の均等割の額が従来の4,000円から1,000円引き上げられ、年税5,000円になります。(平成26年度からの10年間)

【復興増税】  
 東日本大震災の復興財源を確保するため復興特別税が課されることになりました。  
 【復興特別所得税】  
 平成25年から、所得税の2.1%が、25年間上乘せられます。  
 (平成25年1月から、給与の源泉徴収税が変わります。)



- 4・添付書類：なし
- 5・請求費用：なし(内容証明郵便による場合は、別途郵便代)

L&P司法書士法人  
 大阪事務所 大阪市北区梅田2-5-4  
 電話 06-6455-0171  
 神戸事務所 神戸市中央区明石町48  
 電話 078-325-8886  
 URL http://www.lp-s.jp/

ダイエットの  
 楽しみ方



リバウンドはなぜ起こるのか  
 リバウンドの主な原因は、運動をしないで食事制限に偏ったダイエット方法にあります。  
 運動をしないで食事制限をすると、体脂肪だけでなく筋肉も減ってしまいます。筋肉は体の中で最もエネルギーを消費しやすい臓器です。筋肉が減ると、当然消費エネルギーも減ってしまいます。

また体は、自分自身を飢餓から守るために基礎代謝を抑え、エネルギーを節約しようとする働きを持っています。すると、今までならなかった食事の量でも、エネルギーが過剰になり脂肪が増えていくことになりまます。  
 ダイエットを始めて、最初のうちはスムーズに体重が減ったのに、ある時期から全く減らなくなってしまうことがあります。これも同じ理由から起きています。  
 筋肉が減ると消費エネルギーも減る。だから減った筋肉でさらにエネルギーを保つには、もっと食事を減らすか、あるいは筋肉を増やすか、どちらかの選択を行う必要があります。



肥満予防ダイエット神戸アカデミー  
 肥満予防健康管理士  
 岸 正幸  
 神戸市灘区玉山町7-37-903  
 電話 078-858-7374

事務局だより



平成23年7月ピクシス9号にてご紹介しました社会福祉法人陽気会は、利用者である知的障害者の方々の就労支援としてサニーサイド事業(畑作業・野菜業務・パオディーゼル作業・軽作業・紙すき作業)を立ち上げておられます。



社会福祉法人陽気会は、今回農水省の6次産業化法に基づく事業認定を受けると同時に、安全・安心な商品の安定供給事業を実施する当会員の株式会社ジェイクサポート&サプ



ライ(代表・太田 收)との共同事業で、宮崎県小林市の生産農家にて農作物を収穫し、仕分・選別・加工

集荷作業を障害者就労支援事業として今年5月1日より請け負うことになりました。  
 阪神商工共済会も、就労支援事業に係る事務会計を新たに請負い、本会職員の秋山 誠リーダーが現地に同行し事業計画の打ち合わせに参画を致しました。  
 今後当組合は会員企業の事業運営に積極的に参画し、会員の皆様の支援に頑張っております。  
 Welcome



株式会社長崎屋

代表取締役 長崎 順一



株式会社長崎屋は昭和26年西宮市甲子園にて創業、昨年60周年を迎えられました。

「創業半世紀をこらし、お客様に喜んでいただく商品を創る」を経営理念とし、「長崎カステラ」を主として、和洋菓子・パンの製造販売、喫茶レストランの経営をしてこられました。平成17年の阪神・淡路大震災で甲子園口の工場・店舗が多大な被害を受けて閉鎖し、現在は比較的被害の少なかつた、西宮の阪急門戸駅前で喫茶・レストラン「スフィンカフェ」を経営されています。

「スフィンカフェ」は阪急門戸厄神駅を降りて正面にあるマンションの一角にあります。まだ田んぼや畑ばかりの30数年前に開業し、地元の方々に愛されてきました。店内は何度かの改装を経て、ガラス張りであるウッドテイナインテリアです。



門戸厄神駅は周りに関西学院大学や神戸女学院大学等があり学生の方をはじめ、近所のお年寄りの方まで幅広いお客様がよく利用されています。

また店からしばらく歩いたところに、門戸厄神があり、1月1日から1月19日の厄神祭には、平常の何倍

井上工業株式会社

代表取締役 井上 仁

取締役会長 井上節男氏は昭和42年、広島から尼崎の金属加工の職人の元に弟子入りされ技術を取得、1年後独立、三菱で働いていた兄の縁で火力発電焼却炉集塵機の据付工事を行うようになりました。その後丸三機械建設(株)の下請けで、三菱重工プラント建設(株)のほぼ専属となり、人脈を増やしていかれました。昭和55年に井上機械建設(株)を設立、平成4年に広島県庄原市に広島工場を、平成9年には、尼崎市長洲に自社ビルを建設されました。

平成17年に井上工業株式会社に社名変更し、井上 仁氏が社長に就任され現在に至っています。

井上 節男会長にお会いしお話を伺いました。

「時には、外注者が自ら余りに達し、述べ2方4千人を要する工事を請け負います。わが社の確かな技術力が認められ、ほとんどが指名事です。工事期間は10ヶ月から1年に及び、現場は日本国中に点在し、盆と正月にしか自宅に戻りませんが、危険を



ものお客様に来ていただき大変賑わっています。震災後の改装以後、看板メニューである手作りハンバーガーやサンドウィッチは種類も多く人気のメニューです。特にハンバーガーは、手ごねの自家製ハンバーグと新鮮な玉ねぎ、ピクルス、ワイン等素材にこだわったタルタルソースが自慢です。店内では季節感あふれる洋菓子も販売しており、喫茶で召し上がっていただくこともできます。宴会やパーティ会場として貸し切りも受け付けており、楽しいひと時を過ごしていただけるようメニューも工夫され、PTAや学生の方に人気があります。厄神へのお参りがたゞ是非一度お立ち寄りください。

西宮市門戸庄17-48 電話 0798-520077

伴った仕事に取り組み、高さが70mにも及ぶ組立が出来たときの達成感は何物にも代えがたいものがあり、当社社員全員誇りでもあります。



ボイラーモジュール

写真は昨年、三菱重工香焼工場(長崎市)で組み立てた東京電力株川崎火力発電所で使用するボイラーモジュールです。ボイラーモジュールとは、火力発電所のガスタービンから排熱を回収し、蒸気を発生させるタービンを回すものです。

高さ36m、重さ3,800t、これを長崎から鹿児島・高知沖を経て、神奈川県川崎市まで、人の背丈の2倍もある台車に乗せ、そのまま海に浮かべ水路で運びます。

それを現地で4基組み合わせ、毎時25万kwの電力をおこします。(一) 一般家庭で月平均300kw使用(毎

時100万kwの火力発電所で計画から着工まで5年、100万以下では3年、さらに稼働まで2年を要します。」

さらに井上会長は、現在の電力状況について、

「昨年の震災で原発が停止し、数多くの休眠中の火力発電所を再稼働させました。それらは緊急処置で長くは持ちません。」

現在、国内で火力発電所の新規プラント計画は止まったままです。

早く長期的な計画を立てないと日本の電力事情はますます深刻な状況になっていくでしょう。」と憂いておられました。



広島工場 (庄原市)

尼崎市長洲西通2丁目11番5号 電話 06-6487-2781

相続時に必要な諸手続 遺留分減殺請求

「遺留分制度」とは、亡

くなった方(被相続人)の遺産について、一定の割合の相続を相続人に保障する制度です。例えば、夫が亡くなり(相続人は妻と子供一人、生前に「子供に全財産を相続させる」という内容の遺言を残していたとしても

妻は一定の割合で遺産を承継する権利を保障されるという制度です。また、「遺留分制度」によって保障されている遺産を承継する権利のことを「遺留分」と呼び、相続人のうち、兄弟姉妹以外の相続人(配偶者・直系尊属・直系卑属)が遺留分を有することになります。(民法1028条1号2号)

【遺留分の割合】 直系尊属(父・母・祖父・祖母等)のみが相続人である場合 被相続人の遺産の3分の1が遺留分

以外の場合

(ア)直系卑属(子・孫など)のみが相続人である場合 イ:直系卑属と配偶者が相続人である場合 ウ:直系尊属と配偶者が相続人である場合 エ:配偶者のみが相続人である場合

被相続人の2分の1が遺留分

被相続人が遺留分権者の遺留分を侵害する贈与や遺贈を行った場合には、遺留分権者である相続人は、受贈者(贈与を受け取った人)や受遺者(遺言により財産を取得した人)に対し、遺留分を侵害している部分の贈与や遺贈の効力を奪い目的物を取り戻す(減殺する)ことが出来ます。この目的物の取り戻しの請求を「遺留分減殺請求」と呼びます。

【遺留分減殺請求】

- 1. 請求時期: 相続の開始 及び 減殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から1年以内で、相続開始時から10年以内
2. 請求先: 遺留分を侵害する財産を受け取った受贈者や受遺者
3. 請求者: 遺留分権者